

質 問 回 答

2020年9月15日

「(案件名)全世界マングローブの保全と持続可能な利用のための連携事業形成に係る情報収集・確認調査(QCBS)」
(公示日:2020年8月26日/公示番号:20a00393)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	企画競争説明書 18 頁 第 2 章 特記仕様書案 4.調査の内容 (5)パイロット活動の実施 ⑨パイロット活動の実施計画案への反映(2021年5月～2024年3月)	「2021年5月～」ではなく「2022年5月～」の間違いではないでしょうか。	2021年5月となります。 2021年5月開始予定の④実施マニュアルの作成及び⑤実施体制の構築の段階から、生態系サービスの評価に関するプロトコルやプラットフォームの実施体制に関する実施計画案の提案作成を念頭に置いた活動を行っていただきたく2021年5月からを想定しています。
2	企画競争説明書 18 頁 第 2 章 特記仕様書案 4.調査の内容 (6)活動の情報発信 ①ウェブサイト、その他メディアを通じた情報発信	ウェブサイト構築及び維持管理については、貴機構ホームページ内での開設を前提とし、特に費用は必要としないとの理解で宜しいでしょうか。	既存のホームページ(REDD プラスプラットフォーム等)の利用を想定しており、現時点で開設に係る費用の計上は必要ありません。調査の過程で弊機構のホームページを含む web サイトやその他メディアを通じた情報発信の具体化を計画しています。
3	企画競争説明書 18 頁 第 2 章 特記仕様書案 4.調査の内容 (6)活動の情報発信 ② ア、イ	国際会議等での情報発信において、「サイドイベントの企画・開催及び発表者出席のための手続き、その他関連するロジスティック業務を行う。」とありますが、「CBD-COP15(中国昆明)、CBD-COP16(トルコ)、UNFCCC COP26(イギリス・グラスゴー?)、SDG-14 関連会合、Our Ocean 会議」等へ、コンサルタントが現地出張	ご理解のとおり、コンサルタントが現地出張し、サイドイベントの開催を支援していただきます。その旅費は5000千円の中に含まれます。 本調査内では①第15回の生物多様性イベントと②その他の国際会合での情報発信の合計2回の情報発信を想定しております。 ②そのほかの国際会合での情報発信については

		<p>して、サイドイベントの開催を支援するとの理解でしょうか。その場合、そのコンサルタントの旅費についても、国際会議参加費の定額 5,000 千円に含まれているのでしょうか。</p> <p>もしくは、見積書作成にかかる留意事項の「国際会議参加費」に、コンサルタントの出張関連経費も含まれるとの理解でしょうか。また、SDG-14 や Our Ocean の開催時期と場所をどのように見積りに反映すべきでしょうか。</p>	<p>UNFCCC-COP26,SDG-14 や Our Ocean 等の中から、本調査を実施する上で最も適した国際会議をご提案願います。SDG-14 や Our Ocean については本調査内での開催予定のもので検討願います。</p>
4	<p>企画競争説明書 24 頁 第 2 章 特記仕様書案 5.見積書作成にかかる留意事項 (3) 1)一般業務費</p>	<p>国際会議参加費の定額 5,000 千円について、具体的にどのような費目を想定されているかご教示をお願い申し上げます。</p>	<p>コンサルタントの方の航空賃、日当・宿泊費、その他移動に伴う経費、サイドイベントの登録費用などが含まれます。</p>
5	<p>企画競争説明書 23 頁 第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項 2.業務実施上の条件 (2) 1) 業務量の目途</p>	<p>想定されている現地業務・国内業務の MM、また評価対象者の MM について御教示をお願い申し上げます。</p>	<p>QCBS については想定 MM 内訳を提示しておりません。MM 内訳ご提案も含めて企画競争及び価格競争に付しているため、ご了承ください。</p>
			<p>(以上、9 月 4 日掲載)</p>
6	<p>企画競争説明書 17 頁 第 2 章 特記仕様書案 4.調査の内容 (5)パイロット活動の実施 ③パイロット活動の実施体制構築及び実施計画案の作成(2021 年 3</p>	<p>「なお、費用に関しては JICA の規定を採用しインドネシアでの開催を想定した積算を行うこと。」と記載されています。貴機構のインドネシアの規定でしょうか。あるいは本邦の規定でしょうか。想定される規定および規定内容についてご教授願います。</p>	<p>パイロット活動の実施体制構築及び実施計画案の作成で積算することとしている「開催地から遠隔地で交通機関利用又は宿泊を伴う場合は日当・旅費」及び「ワークショップ開催に係る会場借り上げ、その他会議開催に必要な経費」に関しては、ワークショップの開催費用として、24 頁記載の現地再</p>

	月～6月)		委託費「パイロット活動費用(マングローブ植林及びシルボ・フィッシャリー)17,709千円」の定額計上費用内に含まれているため、積算の必要はありませんでした。本回答をもって訂正します。
7	企画競争説明書 19頁 第2章 特記仕様書案 5.報告書等 (1)成果品等	各成果品に電子データとありますが、GIGAPODへの格納などを想定されているのでしょうか。 もしくは、CD-Rでの提出を想定されているのでしょうか。CD-Rを想定されておられる場合は部数をご教授願います。	ファイナル・レポートについてはCD-R3部をご提出ください。その他のインテリム・レポート、プログレス・レポートについてはGIGAPODを利用した提出を想定しております。
8	企画競争説明書 24頁 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 5.見積書作成にかかる留意事項 (3)	旅費・交通費(パイロット活動国内)には、企画競争説明書 16頁 (5)パイロット活動の実施①パイロット活動実施サイト候補地選定のための情報収集(2020年11月～2021年1月)の現地踏査費用も含まれていますでしょうか。	旅費・交通費(パイロット活動国内) 540千円には、企画競争説明書 16頁記載の(5)パイロット活動の実施①パイロット活動実施サイト候補地選定のための情報収集(2020年11月～2021年1月)の現地踏査費用も含まれます。
9	企画競争説明書 24頁 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 5.見積書作成にかかる留意事項 (5)	「旅費(航空賃)について、参考まで、当機構の標準渡航経路(キャリア)を以下のとおり提示します。なお、提示している経路(キャリア)以外を排除するものではありません。パイロット活動対象地は調査内で決定しますが、旅費の算出にはインドネシアを想定して計算してください。現時点では、商用便の運航が少ないため、以下の単価にて旅費を見積もること。」 記載されている単価ではなく、別途インドネシアを想定した見積を取得し、その単価を計上することは可能でしょうか。 また、現地発券などは可能でしょうか。	現時点では、航空賃単価を含めて価格競争に付するのは適当ではないと考えます。従って、説明書に記載の単価を用いて航空賃を積算願います。 現地発券の可否は、契約交渉時に確認します。

			(以上、9月9日掲載)
10	15頁 第2章 4. 調査の内容 (2) ③ エ 企業との定期会合開催	定期会合開催にあたっては、参加企業との連絡・調整業務も本調査業務として含まれるでしょうか。	連絡・調整業務は基本的に想定しておりませんが、定期会合開催に際しては、弊機構と密接に連携し必要な各種情報の提供など同会合への参加を通じた支援を行って頂きます。
11	15頁 第2章 4. 調査の内容 (4) ① 国内関係者連絡会議の設置	連絡会議の設置にあたっての関係者への連絡・調整、会場アレンジ等のロジ業務も本調査業務に含まれるでしょうか。	連絡・調整、会場アレンジなどのロジ業務は基本的に想定しておりませんが、設置に際しては、弊機構と密接に連携し必要な各種情報の提供など同会合への参加を通じた支援を行って頂きます
12	24頁 第3章 5. 見積書作成にかかる留意事項 (3) 1) 一般業務費	旅費・交通費(パイロット活動国内)として、540千円を定額で計上することになっていますが、これには、調査団員のパイロット活動国内での旅費・交通費だけでなく、パイロット活動にかかるワークショップ時に併せて実施する現地調査での、パイロット活動国側からの出席者の旅費等も含まれるのでしょうか。	パイロット活動国内の旅費交通費のみを想定しております。「パイロット活動にかかるワークショップ時に併せて実施する現地調査での、パイロット活動国側からの出席者の旅費」に関しましては、24頁記載の「パイロット活動費用(マングローブ植林及びシルボ・フィッシャリー)17,709千円」の定額計上費用内に含まれております。
13	24頁 第3章 5. 見積書作成にかかる留意事項 (3) 1) 一般業務費	左記に記載されている一般業務費以外にも必要な費目があると思いますが、それらも貴機構の予算に含まれていると考えてよろしいでしょうか。	当該項目に記載されている内容は、「定額見積り」に関する内容です。ここに記載されていない一般業務費は、2020年4月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS方式対応版)」を参照の上、必要な経費を計上ください。

			(以上、9月10日掲載)
14	P13 第2章3.(2)④	パイロット活動後の持続的検討に「パイロット活動終了後、地域住民主導により現地団体と連携し、持続的に事業展開実施していくために、下記について検討を行い、実現に向けて具体化するとともに、パイロット活動実施計画に反映させる。」とありますが、最後の「パイロット活動実施計画に反映させる」は、これで正しいでしょうか？「連携事業の実施計画案に反映させる」の間違いではないでしょうか？	このままの記載といたします。パイロット活動が調査期間終了後も続くために、パイロット活動の持続的検討を行い、パイロット活動実施計画への反映を想定します。 なお、パイロット活動の連携事業の実施計画案への反映に関しては、18頁⑨記載のとおりです。
15	P13 第2章4.(1)①	「各国に拠点を置く日系企業の活動内容」について、活動内容とは、マングローブだけに限定したものでしょうか？それとももっと広く社会や環境に関係した活動なのでしょうか？	基本的にはマングローブに関わる活動を想定しています。ただしマングローブ保全に対して影響がある活動など、本調査を行う上で特筆すべき内容があれば、ご提案していただくことは構いません。
16	P14 第2章4.(1)②	「連携事業実施のための候補国の提案」の中に「各国 JICA 事務所の体制」とありますが、この「体制」とは具体的に何をイメージしたものでしょうか。	連携事業の候補国において、各国 JICA 事務所における実施中案件との協力可能性や各国における当該分野の位置づけ、該当分野における事業の実施体制等となります。
17	P14 第2章4.(2)③	「参加条件」とは、企業が連携事業に参加するために、企業側から連携事業に対して求める条件という理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

18	P14 第2章 4. (2) ⑦	企業の連携事業への参加に関する箇所について、本調査においては、マングローブが主体なのか、あるいは生物多様性が主体なのか、どちらでしょうか？	4 (2) ③を指定したご質問と考え回答いたします。 本調査において企業が連携事業に参加する主体については、基本的にマングローブを想定しております。ただし、企業が連携事業へ参加しやすくなるという観点から、マングローブのみではなく生物多様性保全まで裾野を広げることも重要であり、特記仕様書に記載のとおり、生物多様性保全を含む幅広い情報収集を想定しております。
19	P17 第2章 4. (5) ①	「4. 調査内容(1) ③」で、将来の連携事業実施のための候補国の情報を調べたのちにパイロット活動国の絞りこみを2021年1月に行うとあります。しかしここではパイロット活動実施サイト候補地の情報収集が2020年11月～からとあります。基礎的な情報を集めるときにはパイロット活動実施サイトのある程度想定している必要があるように読めるのですが、どのように理解したらよいのでしょうか。	パイロット活動の実施サイト候補地の情報収集に併せて、パイロット活動国の絞り込みについての予備的な検討にも並行して着手いただくことを想定しています。
20	P17 第2章 4. (5) ④	マニュアル作成について、マングローブ植林管理とシルボ・フィッシャリー実施は同一のマニュアルでしょうか？別々でしょうか？	マニュアルの内容としては植林管理及びシルボ・フィッシャリーは別々のものを想定しています。
21	P17 第2章 4. (5) ⑥	パイロット活動のマングローブ植林管理とシルボ・フィッシャリー実施のサイトは同一のサイトでしょうか？別々のサイトでしょうか？	マングローブが持つ生態系サービスの価値の評価を行うことを想定し、同一の実施サイトを想定しております。

22	P17 第2章 4. (5) ⑥ ア	シルボ・フィッシャリーのパイロット活動の規模（面積）はどの程度を想定していますでしょうか？また、パイロットを実施する土地の区分や所有などはどのような土地を想定していますでしょうか？	4ha 程度を想定しておりますが、対象国により条件は異なるため、これら条件確認を踏まえ対象国の検討及びご提案をお願い致します。
23	P17 第2章 4. (5) ⑥ イ	育苗は必須条件でしょうか？育苗が必要ない環境での植林では直植えでの対応でも良いでしょうか？	効果の発現の観点から、育苗が必要のない環境での植林の方が適切であると判断される場合は直植などについてもご提案いただければと思います。また、調査の過程で育苗の有無を含めて最適なアプローチを検討していくことを想定しています。
24	P17 第2章 4. (5) ⑥ ウ	「ローカル NGO の直接指導」とありますが、NGO の代わりに、例えば、政府機関、または専門知識・経験のあるローカル企業を参画させることは可能でしょうか？	持続性の観点から、政府機関及びローカル企業を参画させることが良いと判断される場合にはご提案をお願い致します。また、調査の過程でローカル企業・政府機関を含めて最適なアプローチを検討していくことを想定しています。
25	P17 第2章 4. (5) ⑥ ウ	植栽直後にエビ養殖が開始されるスケジュールとなっていますが、植栽直後のエビ養殖は池内の生態系環境が整っておらず、商品サイズまでエビを養殖することは困難な場合が予想されます。植栽直後にエビ養殖試験を行う目的をお示しいただくことはできますでしょうか？	マングローブを植栽しない粗放型エビ養殖も実在し、植栽後マングローブがまだ成長しない段階でもエビ養殖は可能と思料致します。パイロット活動では、シルボ・フィッシャリーに必要な植林・養殖池の整備、体制構築、将来の連携事業展開に必要な基礎情報を得ることを目的に実施するものを想定しております。
26	P17 第2章 4. (5) ⑥ ウ	効率的に養殖を行うために、エビ以外も同時に養殖することは可能でしょうか？もし可能な場合、エビ以外の購入費用もパイロット費用に計上することはできますでしょうか？	定額計上内に収まる場合は、可能とします。効率的な養殖の観点から、エビ以外も同時に養殖する方が適切だと判断される場合はご提案いただければと思います。

27	P17 第2章 4. (5) ⑥ ウ	エビの養殖は、2021年12月～2023年12月の期間内に何回の養殖サイクルを想定されていますでしょうか？	7回を想定しておりますが、自然環境によって異なるため、これら条件確認を踏まえた提案をお願い致します。
28	P18 第2章 4. (5) ⑦	生態系サービス評価の中の炭素貯留について、マングローブだけでなく、土壌炭素も含まれますでしょうか？	マングローブの生態系サービスを正しく評価する上で、土壌炭素も含めることを想定していません。
29	P18 第2章 4. (5) ⑦	プロジェクトの期間が限られているので仕方がないとは思いますが、生態系サービスの一部は植林後2年で変化を把握するには十分な時間ではないと思われます。調査の頻度、時期は固定されたものでしょうか。	本調査は基本的には2年間での対応を想定しておりますが、パイロット活動後については、P13第2章3. (2) ④に記載のとおり、その後の持続的検討を行う予定です。
			(以上、9月11日掲載)
30	企画競争説明書 16 頁 第2章 特記仕様書案 4. 調査の内容 (5)パイロット活動の実施 ①パイロット活動実施サイト候補地選定のための情報収集(2020年11月～2021年1月)、及び ②パイロット活動の実施とサイト選定のための相手国関係者との事前調整・協議(2021年1月～2021年3月)	項目(5)パイロット活動の実施の①と②において、「2020年11月～2021年1月」及び「2021年1月～2021年3月」の現地渡航が想定されておりますが、貴機構の方針として2021年4月1日まで一部の直営案件以外は渡航なしとする旨の通達を別案件で受けております。本件も同様でしょうか。同様の場合、選定されたパイロット活動実施対象国のパートナー団体にパイロット活動実施候補サイト訪問および現地の詳細情報収集を依頼し、ワークショップの現地開催を渡航解禁の4月1日以降に行うことによりよろしいでしょうか。手続き的に注意すべきこと	13頁4.「調査の内容」の2行目に「実施時期については予定を記載しており、必要に応じて調整を行う」と記載されているとおり、パイロット活動の実施時期も渡航再開の時期等を考慮して調整可能です。また本パイロット活動については必ずしも本邦団員の渡航による実施を前提とはしておらず、活動実施対象国のパートナー団体を活用した業務の実施も可能です。

		がありましたらご教示願います。	
31	企画競争説明書 23 頁 第 3 章 プロポーザル作成に係る 留意事項 5. 見積書作成にかかる留意事項 (3) 国際会議参加費	左記国際会議参加費は、雑費欄に計上する という理解で宜しいでしょうか。	雑費欄に計上してください。
32	企画競争説明書 24 頁 第 3 章 プロポーザル作成に係る 留意事項 5. 見積書作成にかかる留意事項 (5) 旅費(航空賃)	左記項目において、貴機構の標準渡航経路を 提示頂いていますが、これは往復の航空賃とい う理解で間違いないでしょうか。また、もし片道 の場合は、2 倍した額を 1 渡航分の航空賃とし て計上すれば宜しいでしょうか。	往復の航空賃です。
33	15 頁 4. 調査の内容 (2) ③ イ 企業への参加条件調査	「企業へのアンケート調査、幅広い企業の参加 を即すために、経団連自然保護協議会、その 他企業間ネットワークにアンケート配布を協力 依頼する。」とありますが、無料にてお願いでき るという理解でよろしいでしょうか。	経団連自然保護協議会やその他企業間ネットワ ークにアンケート配付にかかる協力を依頼する 際に、謝金の支払いは想定しておりません
34	19 頁 5. 報告書等 (1) 2) インセプション・レポート	内容は業務計画書の翻訳版とあるので、和文 は不要と理解しますがよろしいでしょうか。 また、インセプション・レポートの提出先は、和 貴機構宛でよろしいでしょうか。	インセプション・レポートの和文は不要です。本回 答をもって訂正します。また宛先は、弊機構宛でお 願います。
35	P17 第 2 章 4. (5) ④	質問通番号 20 への貴機構回答「マニュアルの 内容としては植林管理及びシルボ・フィッシャリ ーは別々のものを想定しています」について、 シルボ・フィッシャリーは養殖池の中に植林を行 ってから養殖を行うので、植林管理と養殖が一	養殖池で行う植林とは別に植林を行うことは想 定しておりません。シルボ・フィッシャリーは 植林と養殖を行うものと理解しておりますが、 マングローブが持つ養殖以外の価値についても 地域住民に注目していただくために、別々のマ

		<p>体化したものです。マニュアルを別々なものと想定されているのですが、これは養殖池で行う植林とは別な植林を想定されているということでしょうか。</p>	<p>マニュアルを想定しております。ただし、シルボ・フィッシャリーのマニュアルの中にマングローブ植林の内容が一部重複する可能性があります。</p>
36	P17 第2章 4. (5) ⑥	<p>質問通番号 21 への貴機構回答「マングローブが持つ生態系サービスの価値の評価を行うことを想定し、同一の実施サイトを想定しております」について、上の質問と関連するのですが、ここで言う同一の実施サイトとはシルボ・フィッシャリーを行う養殖池のことでしょうか、それとも養殖池が行われる地域のことを指すのでしょうか。前者であれば植林は養殖池の中でだけのものを考えればよく、後者の場合であればシルボ・フィッシャリー以外の生計向上につながる植林を検討することになります。</p>	<p>基本的には前者のシルボ・フィッシャリーを行う養殖池のことを想定しております。ただし、マングローブが持つ価値の中で、シルボ・フィッシャリー以外にも地域住民の生計向上に関してより適切だと判断される手段がある場合はご提案いただければと思います。</p>
			<p>(以上、9月15日掲載)</p>

以上